

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷十第

行發日一月一年九正大

論 說

温情主義と労働問題……………

法學博士

田島 錦治

手數料決定上の二問題……………

法學博士

神戶 正雄

モリスの文明觀と藝術觀と労働觀……………

法學博士

河田 嗣郎

所帶統計概説(二、完)……………

法學博士

財部 靜治

キヤナンの富の概念に就きて(一)……………

法學士

石川 興二

時事問題

智識階級の解散……………

法學博士

戸田 海市

朝鮮の財政獨立に就て……………

法學博士

小川 郷太郎

雜 錄

生活費の組織的研究の必要……………

法學博士

山本美越乃

判任官生活の實狀……………

法學士

汐見 三郎

獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……………

法學士

大森 研造

我國^{に於ける}新ブルジョア階級の成立(二、完)……………

法學士

圓 谷 弘

カンニンガム博士逝く……………

法學士

本庄榮治郎

京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……………

所帶統計概説 (二完)

財 部 靜 治

六

中江兆民譯「民約譯解」中には曰く、「人之相聚爲黨、其類亦蕃矣、其最首起且最自然出者、莫如於「家族」焉、(明治名著集二二八頁參照)と、その趣旨は吾人も亦、前に説ける所なり、されど家族も亦、任意契約に基づき、一團體なりとせる、ルツソーの所説は、現今その儘にては、穩當とされさるか如く、家族團體たらざる幾多世帯團體を生せることも、前に説きたり、而してこは從來に於ける、我戸數統計に於ても、或程度迄斟酌するの必要を、告げし所なり、古言「へふみた」(戸籍)に所謂倍は、即ち竈の事にて、戸の字を書くは、竈を本として民戸を然か云へるなりと、解せらるゝも、古來の戸籍調製上、課戸、不課戸の數を明かにせんとするや、單純に人數と共に家數を數へ、同時に家族又は所帶の實況をも、察知するを得たり、然るに明治年間に至り、全國民に關する戸數として、統計上に示さるゝもの二あり、本籍戸數及現住戸數は之なり、之に付明治三十六年に關する、帝國人口靜態統計の卷首に掲げし、緒言中には言へり、「戸籍は二三の特別なる場合を除くの外、本來の親族よりなれる、各戸を登記す」と、かくて戸籍による戸數統計か、家族統計の有

用材料たるべきことを、先づ推知せしめつゝ、更に又「明治四年發布戸籍法の精神によれば、二三の特例なきにあらずと雖、一切の家族は、其の地に住すると、否らざるとに拘らず、總て戸主の現住居に於て、登記せらるる」、「其の後法規運用の變遷により、此の登記は戸主の現住地、に限らざることゝなれり(即ち寄留地を認む)但家族は尙總て、戸主と同一の戸籍内に、登記せらるる」、而して明治五年「現在の人員に就き、各戸主の現住地に依り、之を戸籍に登記す」と説けり、その初め戸籍を定むるや、戸主の現住地に依り、戸主家族の關係により、結はれたる一團を、單位として登記するの方針により、その家屬かその地に、現在するや否やを問はず、次いで又國民の移動を認めて、寄留籍を設けたるものなるを察すへし、而も亦移動劇しき結果、寄留せる地方に、必ずしも常住少くとも現在滞在せる家及所帯なし、本籍地かその人の住居及家計と、無關係なるの實例は、極めて多きに至れり、茲に於てか、その計數材料は、本邦傳來の家族制度につき、その現況及變遷の跡を、究むるの料としては、有用なるべきも、所帯分布の狀況を窺ふためには、益々その價値を失ひつゝありき、かくてこの缺陷を補ふため、現住戸數の調査は、從來に於ても行はれたり、乃ち前記統計書の説明によるに、之か「調査に至りては、寄留簿、租税に關する諸帳簿、其の他正確の帳簿又は書類に依り、若は特に實地に就き、事實を調査すべき旨、訓令に規定せられたり」(明治三二年内閣訓令第一號)「地方に依りては、特別の調査を爲したる」ものあるも、「戸數を標

準として、地方の經費を賦課する、府縣に在りては、其の徴税の帳簿に依りて、材料を得たるもの、如し、「要するに調査の方法は、各地に於て一定せず」とせり、實地調査の原則によらんとしつゝ、全國を通して、その實を擧げ得るに至らざりしを、察知するに足れり、而して實査の標準につきては、右訓令第一號に曰く、「現住戸數は、每五年十二月三十一日を期とし、本籍人たる而非本籍人たるも、又戸籍上戸主たる者と、戸主たらざる者とを問はず、總て其地に現住して、一世帯をなす竈數を、翌年一月三十一日迄に、知り得たる所により記入す」官舎社寺學校病院製造等の、構内に住居するも、別に竈をなす者は、又一戸として之を記入す」と、こは普通一般の戸につき、規定せる所なるか、之によりて察するに、その法規の眼目とする所は、最早家數の調査に非ずして、所帶數調査に存せしを、察するに足れり、而も亦之か調査には、現住人口調査に伴ふ誤謬程度の如く、多き誤謬を宿さずとしても、全國の調査齊一又確實に、遂行せられざりしならんと、想像すべき事由あり、從ひて現住戸數一戸當り現住人口か、明治三一年末の五・五五より、十年後の四一年末に、五・五九に上れることを（大正二年末には、五・四四に下れり）計數の面にて示せばとて、所帶膨大の傾向ありと、斷するを得ざらんとは、數年前夙に吾人の疑へる所たり、（本誌第一卷七九頁參照）その外從來の統計調査にありては、所帶の内部構造に關する、觀察製表を全く遂げず、所帶統計視すべきもの、殆んど全く備はらざりき、現に前統計局長花房博士の好著、「大正二

年末人口靜態調査の結果に據る「帝國人口概説」(大正五年刊行)の如き、戸數に付全く説く所なし、惟ふに説かれざるは説くの意なきかためたるにして、之を本とし所帯事情に付、明確なる判斷を下すこと容易ならざるによるものたるへし、此點に付、本邦行政統計史上、一新紀元を發せんとするものは、恰も今秋に行はれんとする國勢調査なり、以下少しく外國の調査例に鑑み、所帯統計に於ける、普通研究範圍を瞥見し、本邦調査準備の一助に、供せんと欲す。

七

根帯社會成團の形態に付、望ましき洞察を遂ぐるため、所帯統計は、この社會成團の三大別に付、更に種々の類別を設く、乃ち單身所帯に付、男女、年齢、配偶關係の別を問ひ、獨身生活者の地方分布、時による相違を問ふは、大に意義あり、元來婦人は、その両親又は親族の所帯内に、共棲し得るときは、自己の所帯に住むの、必要を告ぐることに切なり、又寡婦及離婚婦人の數か、寡及離婚男數より多きの事情は、單身所帯を營める女數をして、かゝる男の數より多からしむべく、又子なき寡婦及離婚後の妻は、その生計上、自己の勞働收益によるの外なき際にも、普通に之を營むの能力あり、多くは又必要家具を有す、而してかゝる事實は元來、右の如き細別研究により、確かめらるべき所なり、次に親族所帯にありては、親族員の多少により、所帯を類別すること、し、依りて所帯に於ける親族員、他人分子及その組合せの、諸組成を明かにせんとす、

所帯員の男女別、その所帯主に對する親族關係、所帯主の配偶關係、子の有無、一般所帯員數等
級別家事使用人の有無多少等による分類は、此目的に資すへし、就中所帯に於ける諸分子組合せ
の問題は、極めて重要なり、乃ち所帯か親族のみよりなるか、居候、僕婢、職業手傳、間借人、
寢間借人、一時訪問者等の、他人分子存するかを問ふは然り、かくて諸種の所帯は、その組合せ
の如何によると共に、その所帯内に遭遇さるべき、諸種所帯員の數により、類別さるへし、最後
に準所帯にありては、その目的、その地方分布、并に時による發達により、之を類別すること重
要なり、之につき序に注意すへきは、一部の準所帯に付、人口實查を離れ、複製統計的查察によ
り、その組成員を明かにし得べきことなり、乃ち兵營、監獄、學校寄宿生等は之なり、少くとも
その營造物及收容人員か、國家監督の下に、おかれつゝある程度に於ては然り、現に我調査法規
に於ても、前記令第二十一條細則第十條の、特例を設けしは、之を認めたるものなるへし、唯か
ゝる營造物たるも地方分權的行政の下に、立てる際には、全國齊一の結果を、調へ上げしむるた
め、全國人口實查の方法を、その儘利用すること、北米合衆國に於ける、四人統計の如くなるを
得へし、凡て所帯のかゝる細別研究に伴ふ、社會研究上の利益に鑑み、各種の所帯に組入れられ
たる所帯を、定質及定量の兩觀點より、詳別しその構成を明細ならしむるに勉むへし、現存夫婦
組數を明かにし、又一般にその夫婦間に、生れたる子供數として、實查の際に發見さるべき者、

又は以前に遡りて尋問することにより、究め得べき數を、明かにするの望も存す、所帯の諸分子組合せに關する調査、綿密なるかために、至要なる所帯團體の一つとすべき、子持所帯 *Kinderhaus* *Familie* につき、その所帯主男たるか、女たるか、夫婦關係全きかを知り、親族、僕婢、職業使用人、間借人等、同棲するや否やといふか如き、有用研究資料をも收め得へし、所帯及その親族員並に他人分子を、職業上社會上の地位別に細別するときは、所帯統計は益々その意義を加ふへし、斯くの如き細別研究は、單身所帯及準所帯にも亦之を及ぼし、依りて人口中、かゝる社會的共同生活の、不尋常形態により、生存せる分子の實況を明かにし、又是等の分子か、場所的、時間的又物的に、如何に分布せられ、移動するかを明かにすへし、かゝる觀察を施すかために、親族所帯の細別研究を遂ぐることも、特に重きをなすに至る、乃ち兩種の材料相待ちて、各所帯組成員かその離合集散の間に窺はしむべき、動搖圈を認識せしめ、所帯の普通形態何たるかも亦、之を察知し得へし、此範圍に於て、物的、場所的、時間的相違を窺ふは、特に有益なり、就中その時間的相違によりては、その發展の傾向を、明確に窺はしむることゝならん、現在及近き過去に於て親族所帯の數及大さ、減退の傾向あり、從ひて家族の原子化 *familiäre Atomisierung* その歩を進めつゝありと、すべきや否やも、之により明かにするを得ん、夫れ然り、夙に *Horn* 及 *Wapp. u.* 等により、所帯及家族統計改善の議を、見たるも故なきに非ず、特に後者の好著「普通人口統計論」

ハ今尙外國ニ押留セラル、ヲ以テ、姑ク他ニ引用セル所ニ據ル」に言へり「一般に適當の注意を注いで、遂げられたるセンサスにありては、是等の各種所帯（夫婦と子及孫よりなれる固有所帯、鰥寡と子及孫よりなれる不完全所帯、不妊にして子なき夫婦所帯、單身所帯）に付、研究を遂ぐるは、困難ならざるへし、而も亦かゝる調査により、得らるべき材料は、所帯に付ての國民生活を、寫せる材料として、極めて有益なるべく、從來曾て見ざるか如き、重要統計資料たるへし」と、氏は尙所帯にして親族の縁によらず、經濟上に限り、多數人一同所帯に結合せるものあるを認めたり、今を去ること約六十年にして、此點に着眼せるは、一の卓見と謂ふべく、之と共にウエルテムベルグに於て、一八七一年否一八六四年の、古に遡り、或る程度の所帯詳查例を、窺はしむるも亦、特記するの値あり、先驗的に之を考ふるも、普通の所帯は、その持ち始めにその組成員、最も少く、次いて一家の末廣かると共に、所帯漸次に膨脹して、遂に一項點に達し、次いて又子か其の両親の家を去り、僕婢に對する家の需用を減することにより、漸次又その本源組成員に還り、又は之に近づくべく、その間貴賤貧富の別により、又都鄙別職業別等により、多少の差あるを、想はずんは非るへし、而もその想像は畢竟架空に終るべく、立論のために安固たる基礎を授くるに足らず、之を確かむるの材料を授くべきは、實に適切なる所帯統計なり。兎に角之を我臨時國勢調査局にて、準備されたる國勢調査結果表案（未確定）に就きて察するに、第二表「世帯數及人口」表案

上、豫想する所によれば、市郡別表により、普通所帯(單獨所帯を含む)を、人員階級別とし、單獨所帯、二人所帯、三人所帯等に、順次分別列擧することとし、その間各級別に、男女別を付することとし、準所帯は種類別として、陸海軍部隊艦隊、監獄、學校寄宿舎、宗教上の場舎、(法文上の用器場屋に統一するを可とせん)養育院感化院其の他の慈善的場舎、工場寄宿舎、病院、旅店下宿屋、合宿所、船舶、其の他に分ち、(選席を如何に取扱はんとするか、通常所帯の一種たらしめんとするか、或は目次、其の他てふ、準所帯内に入れんとするか、今は立案者の意志を知らずと雖も、その何れにするかを問はず、全國の取扱を齊一ならしむる必要あり)その所帯員に、男女の別あるは、併せて之を示すこととせり、次に第十表「世帯の構成及世帯主の職業別人口」表案上、豫想する所によれば、世帯を親族所帯、親族及職業使用人より成る世帯、親族及家事使用人より成る世帯、親族及職業使用人家事使用人より成る世帯、所帯主及家事使用人より成る世帯、所帯主及職業使用人家事使用人より成る世帯、營獨世帯に八別し、準所帯につきては、前記の類別以外、更に細別を問はざることとせり、而して右八別には、何れも男女別を付し、就中親族所帯に關するものに付ては、家屬を世帯主と同一の本業を營む者、所帯主と異なる本業を營む者、本業なき者(表案には親族、家族、從屬者てふ三名稱を、世帯主以外の親族所帯員に、宛てんとせり、一見混同を防ぐため、可なるか如くして、實は却りて混同を招くの原因たらん、何れにか統一するを可とせん)に分ち、之を職業大分類及中分類によりて示し、又その總人員に付、總

數、業主、職員及勞務者の、地位別を表章すること、し、之を全國に關するもの以外、道府縣別人口十萬以上の市別に製表すること、せり、その外第一表「市町村要覽表」案中、市町村別として、普通所帯及準所帯の二別に付、所帯數及人員(男女別)を示すこと、し、又第三表「人口の階級別市町村數、世帯數及人口」表案上、總所帯數を人口の多少による、市町村階級別に示すこと、せるは、所帯に付表章されんとする、計數の全部なり、之を前に説明せる所に照して考ふるに、別に尙望ましく思はるゝもの、抄きに非ず、特に有料無料に、他人を寄寓せしむる普通所帯を、特に表章する方法を採らざるが如き、果して適切なるやを、疑ふと雖も、空前の有用統計材料は、此調査のために新たに、備はるへきことを想へば、その調査事業か滞りなく、進行せんことをも希はすんは非ず。

八

諸國家族統計及所帯統計の現況よりせば、尙議すへきもの抄からず、特に單身所帯及準所帯視取りの原則、國により同しからざるかために、萬國比較の用に適せず、是等は出来るだけ、齊一の原則に、よらしむるに勉むべく、此點に付萬國統計院の努力に、待つへきものは抄からず、現に本邦調査法規によるも、各種所帯に付規定せる所、一見疑義なきか如きも、實際生活の複雑なる事情よりせんか、かゝる普通規定あるに拘はらず、實際の取扱ひ齊一に遂げらるへきことを、

保證せしむるに足らず、從來の獨逸に於けるか如く、此點に付詳細なる規定を設けし所にありても、經驗上自由量定、專擅判定を、挿むの餘地可なり大なるかために、所帯の視取りは、齊一行はれず、視取りに誤謬を伴ふも、申告用紙の検査上、之に注目せしめ兼ねるかために、後日の正誤を許さるること、通例なるを示したり、されは同國行政統計代表者會は、屢此問題を議し、特に又一九〇四年に於ける、帝國及支分國統計代表者會は、一九〇五年の人口實査のため、所帯統計の蒐集整理に關する、諸原則を協定し、依りてその詳察に伴ふ、著大の不齊を避けんとせり、その大要によれば、(1)一切の家族及單身生活者にして、固有の一家計を營む者は、通常所帯視すへし、從ひて(2)公共設備(準所帯)内に住み、固有の一家計を營める家族、及單身生活者(有配偶又は無配偶)も亦然り、その外通常所帯として取扱ふべきは、(3)寄寓者、アインローシレヒ問借人、寢間借人、共棲せる下宿人^{コトケンガ}を有する所帯、而してその寄寓者等の、員數如何は之を問はず、(4)諸下宿屋中^{アンシュオナラ}その持主か、職業上公然下宿屋持主と呼ばれず、又は五人未滿の寄宿人(他人、男女學生、下婢等を有するもの、之に反し六人以上をおける固有下宿屋は、公共設備として取扱ふべく、その持主は公共設備組員に算入せらる、(5)一切の高等旅館、下等旅館飲食店 Gast- und Schankwirtschaft の主人及家族使用人は、それ自體として、獨立の通常所帯視さるゝも、一人以上の現在宿泊客、又は六人以上の常客を有するものは、その客を營業人と共に、公共設備の住民及公共設備として取扱

み、之に反し(6)是等のものにして、實査の瞬間に、一人の一時現在宿泊客(視取りの當日に至るも、旅客かそれ遂に他の地方にて、視取らるゝことなく、十二月一日の日に至り、始めて到着せる際も同視す)を有せず、又は常客五人未滿なるは、之を通常所帯視し、(7)船中住居の家族、及舟筏曳船等に於ける單身生活者にして、全く旅客を乗せず、その乗組員が通常その舟筏内に、夜を過す場合も亦然り、之に反し船員として、通常陸上にて夜を過す者は、その住居又は寓所等に於てのみ、視取らる、一般に公共設備とすへきは、任意又は強制的に、一家計上の特別管理の下、又は共同經濟をなして、生活せる人々の全體として、以上説ける所に従ひ、通常所帯として、敷へられざるものあり、乗組員ある一般海上船舶、乗客を有する河船は、公共設備視せらる、一船舶の乗組員及旅客は、一團として一公共設備をなし、公共設備所屬者として敷へらる、又商工業使用人又は勞働者の、特別合宿所にして、特に夫等の人々か、同一經營の従業者たる際には、普通に公共設備として敷へらる、乃ちそれ等の施設にして、一通常所帯又は寄寓者ある一所帯の、特徴を備へざる際、又は疑はしき場合に、特別の一家計管理者以外に、六人又はその以上の、同居人ある際には、之を公共設備として取扱ふ、その他の同種合宿所は、通常所帯に敷へらる、軍隊、消防制、關稅行政、その他の公私經營に於ける番人にして、別に住居を有するは、所帯とも公共設備とも認められず、視取りの當夜番人として立てる人々は、その住居に於て、(常)現在として視取るべきこと

とす、各種の慈善團體、財團、宗教的慈善機關等にして、その收容者固有の家計を營む程度に於ては、從來と異り、之を人口實査規定の意味によれる、公共設備と認めず、寧ろ固有の家計を有する各家族又は個人は、通常所帯として取扱はるべきことゝしたり、素よりかゝる協定あるも尙、下宿屋及寄寓者ある所帯、並に旅館につきては、通常所帯と公共設備との限界、之により都合よく、劃定せらるゝやに付ては、意見の相違あり、公共設備としての、旅館たる觀念に付ては、實査の標準時に、數へ入るべき宿泊客、少くとも一人あるを條件とせるも、實査の當夜偶然にして、一人の宿泊客をも、有せざりしものは、親族所帯としての旅館たるに至らん、之と恰も反對の場合には、偶然の事實により、偶然の公共設備たる旅館を見るに至らんとは之に疑を挿む者の一論旨なり、されど又その他如何なる區別標準によるも亦、凡て同様に議論を挿むべきことならん、又多くの立案によれば、所帯の構成に關する従前通りの査定以外に、尙室の特別裝置に關する、特別調査を遂ぐることを、その條件とすへしと唱ふるも之によらばその調査を、不釣合に面倒ならしむへし、又その住居の一部を、他の家族、寄寓者等に、又貸せる所帯に付ては、疑問頻繁に起るや、前にも説けるか如し、この又借人にして、若し固有の一家計を營み、詳言すれば、その住居の本所帯により、賄又は寢起きの世話を受けざる際には、一の獨立所帯と認むへし。その外又本邦結果表案にも豫定せるか如く、準所帯をその目的如何により、類別するは普通なるも、之に

つきては特別の困難を生ず、蓋し一準所帯にして、同時に幾多の目的を有し、而も亦その準所帯の所在員を、右諸目的別に分ち得ざるの例、珍しからざるの事情あるに、由るものなり、假令は宗教的準所帯中には、同時に教育のための準所帯たるものあるべく、又病院、保養院、養老院を、附屬せしむるものなしとせざるへし、又癩疾收容所又は養老院を、附屬せしむる病院並に救貧機關も、なしとせざるへし、加之その收容者中には、癩疾又は老衰なから、國家の救貧に頼るの要なき者も、收容せられ、時としては又給養せらるゝことあるべし、かくて是等の人々か、一準所帯の組成者たるや、或は自己の財産、年金又はその勞働所得、又は親族の扶養によりて生活し従ひて經濟上の獨立を有すると共に、進みて一準所帯内に於ける、一單身又は親族所帯をなせりとすへきや否や、之か識別に困難を告ぐるごとあるへし。夫れ然り、之を材料利用者としての、立場より議せんか、所帯統計かその他人口實查の、各種材料と種々に組合はされ、類別詳細なる所帯統計として、示されんこと切に望むへしと雖も、この希望に驅られて、所帯税取りの根本事務に伴ふ諸面倒を、等閑に付するを得ず、素より獨逸生活事情の下、要求せらるゝ所を以て、其の儘本邦に及ぼすを得すと雖も、同様なる方面に、研究審議を凝らすの要ある、材料は多し、此點に付、確實なる材料を收むるの目的上、國勢調査實施の當路者は、更に一段の準備研究を積み、その事業に毫末の遺算なきを、期せられんこと、切望の至りなり。

人口實査の原材料整理上、所帯總數の報告につきては、一切の所帯を包含せしむべきなり、然るに所帯の總數中、往々にして準所帯不問に付せられ、之かため一所帯平均人員の算定上、屢々悦はしからざる結果を、示すこと珍しからず、又準世帯の種類別は、本邦に於ても夙に準備調査に際し、之を調査すべきこととし、(調査員心得九條三號)表の上にも之を示すこととなせるは、上述の如し、この點は獨逸の統計と共に、他國に對し、誇り得べき一事由たらん、而も亦準所帯組成員を、男女、年齢及配偶關係に分つことも亦、大に望ましきことなり、之かため是等社會共同生活の、不尋常形態により、生存せる人々の事情を、一層詳細に窺はしむべきを以てなり、本邦國勢調査の視取り様式には、かゝる整理を遂げんとせば、遂げ得べきを以て考ふるに、獨逸に先例なきか故に、かゝる整理を遂げずとも、可なりと安んずべきに非ず、否獨逸帝國にその例なしとするも一支分國ウエルテムベルグにては、之を整理せるの一例も存するに於ておや、敢て臨時國勢調査局長の一考を、煩はさんと欲す、局長之を肯んせすとせば、之を本邦諸大都市の市長各位に、進言せんと欲す。

從來の帝國獨逸統計にありては、通常所帯の表章上、二人、三人、四人、五人所帯と、順次に分てるも、七人以上は七及八人、九及十人、十一人以上を有する、三種所帯に分てり、かく十一人以上を一括せるは穩當ならず、寧ろ各大きさにより、順次細則すべきなり、少くとも七及八人、九

及十人の二階級は、七人、八人、九人、十人所帶の四階級に、細則さるべきなり、蓋し然らずとせば、右二階級をそれより小き、所帶階級と比較し得ざるべきを以てなり、此點に付、本邦に於て獨逸の先例を破り、順次に細別表章することゝなせるは、比較研究のためにも、描寫を明快ならしむるためにも、適當の處置なりと謂ふべし。

所帶の構成につき、所帶主に對する關係は、殆んど一切の文明國に於て、その申告用紙上問はるゝも、之か實査の結果、その整理製表を見ざる國、尠きにあらず、之かために假令は、等しく七人所帶なるも、子の數多きかために然るや、他人の收容によるものなるや、之を明かにするを得ず、此點に付ても、本邦調査は獨逸の先例と共に、誇るべき事由あるも、職業上家事上の使用人たらざる他人分子を問ふに、疎ならんとするの狀あるや、前にも一言せる如く、惜むべきことたり、敢て當路者の再考を煩はす。

右の注意に關聯して説き得べきは、家事使用人につき、一層嚴密なる考察を、施すべきことなり、乃ち自作せる小地主に奉仕せる家事使用人、否一層頻繁に小商工業家の家事使用人中には、同時に職業使用人視し得べき者あり、現に從來の獨逸帝國統計は、狭く家事のためにする者のみを、家事使用人中に數ふることゝせるため、庶多の曖昧を伴はしめたり、而して獨逸農業事情の下、自作農家に尙尠ザシムテからざる農僕ザシムテの如きは、農事を助くることも亦多しとの事由により、獨逸帝

國統計は之を家事使用人中に數へず、目次「その他の人々」中に入る、ことゝせり、されど此目はその外尙、間借人等を包括するか故に、その概括的表章により、農僕の現況を窺知する能はざるは、その他同目に一括さるゝ、諸所帯員の現況に關すると同様なり、所帯構成状態を詳察し、惹いて又諸地方經濟事情、社會事情の有用研究資料を、備はらしむるの目的よりせんか、之を農僕、又借人、寢間借人、訪問客寢泊り客等に、細別するを可とすへきも、製表の技術經費上、之を許さすとせば、適當に之を類別表章するの自の上、須らく工夫する所あるへきなり。

所帯に於ける他人分子中、右間借人、寢間借人等は、恰も輓近家事經濟社會事情上、重きをはすを以て、その形態を究むるため、その職業年齢及男女別等を明かにするは、所帯統計の重要職分たり。その外通常所帯を、純所帯及複雑所帯 *Einfache oder reine Haushalte und Zusammengesetzte Haushalte* に區別するに當りては、僕婢を置ける家族に付、その親族以外に僕婢存在するのみなる場合、之を純親族所帯と同視するを、可とすへきは注意するの値あり、蓋し然らすとせば、一般に暮し向き不如意にして、他人分子を加ふる所帯の數中に、恰も社會上の地位低からざる階級を、算入することゝなるへきを以てなり。

所帯統計特にその整理上の技術につきては、所帯構造極めて複雑なる事情に鑑み、一定の略語を用ひ初むるは有用なるへし、既に獨逸の數統計所は一の試みをなし、各種の所帯員に付略字を起

せり、乃ちプレートメンにては、親屬に付 Family 家事使用人に付 D を又民顯にて、又借人に付 E 寢間借人に付 F を用ゐしか如きは之なり。

九

「人或は曰く、第一回國勢調査は、我邦曠古の事業なりと、予輩は言はんとす、之を曠古の事業たらしむと否とは、將來の問題たり、實查を確實に遂げ得るや否や、實查せる結果を、有益なる仕方に整理し得るや否やにより、決せらるへし」とは、最近數ヶ月内に公表せし雜誌論文中、再度繰返せる所なり、吾人は今本編の論旨を結はんとするに當り、三度之を繰返さんと欲す、夫れ所帯の内部構造に關する統計的説示は、諸國の現實とすへきよりも、將來の希望に屬すとすへきもの多し、此意味に於て、我國勢調査の事蹟に、期待すへきものは多く、之が準備として研究すへきものも亦多し、言ふ莫れ、獨逸は敵國たりし關係あれば、その文物は悉く排斥すへしと、これは恰も此研究範圍に於て、範を探り參考材料を仰くへきもの、從來の帝國獨逸、否その支分國否、その諸大都市に存するの事實を、忘れたるの愚論なり、過去の獨逸文化は、力即正義に限られたる文化に非ず、帝國は破れたりと雖も、その統計文化存して燦然たり、本編に説ける所その一端に過ぎず、若し夫れ輓近生活か、如何なる程度迄、我が家、我が借間をして、寢泊りする以外に意義なき場所たらしめ、父子の親、夫婦の別、兄弟の友は、如何なる程度迄家族生活を羈束する

の力たり、又家庭か如何なる程度迄、各人各別に金儲けして、各別に自己に關する經費の、割前を負擔する者の、寄合ひ所帯化しつゝあるか、恰も所帯統計により、闡明さるべき所なり、民約譯解中「世之爲父子者、子既長、猶與父居、每事必咨稟而後行、子固欲其如是也、非由不得已也、由是言之、家族亦因約而立者矣」と説けるは、尠くとも我東洋にありては、人情に迂なるの説とすへきも、婚姻關係にも家族にも個人の自由契約を土臺として、成立てる分子は、益々加はらんとするの傾向あり、自由否放恣の結婚、從ひて又放恣の離婚は、理想として可なりや否やを、考ふるも亦素より之を妨けすと雖も、別に又此方面への傾向を、確かむるの途も肅清さるゝの要あるを、忘るへきに非るなり。(完)